

## 第3次島田市環境基本計画策定支援業務 仕様書

### 1 業務名

第3次島田市環境基本計画策定支援業務

### 2 計画策定の趣旨

島田市では、かけがえのない私達の故郷を未来の世代につないでいくため、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組むことを表明した。

気候変動に代表される環境問題は、私たちのライフスタイルに起因するものがほとんどであり、今までの社会経済システムやライフスタイルを見直し、今後どのような環境を目指していくのか、そのためにはどのような取組をすべきか、私たち一人ひとりが考え、実践していくことが重要となる。また、環境問題は地球規模の空間的広がりや、将来世代にもわたる時間的な広がりを持つことから、長期的な視野に立った取組が必要になる。

これらを踏まえ、環境政策としての施策の方向性を示し、具体的な施策の展開につなげ、温室効果ガスの排出削減を進めていくとともに、環境やエネルギーの視点から様々な地域課題を解決し、市民の暮らしや地域経済を豊かにしていくことを目指し、第3次島田市環境基本計画を策定する。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

### 4 委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 計画策定の範囲

第3次島田市環境基本計画には以下の計画を含むものとする

- (1) 環境基本計画
- (2) 温暖化対策実行計画（区域施策編）
- (3) 気候変動適応計画

### 6 業務の範囲

- (1) 計画書作成支援

- (2) 市民会議開催支援
- (3) キービジュアル等、イメージ図の作成
- (4) 島田市版脱炭素ロードマップの作成支援

## 7 業務内容

以下は、実効性のある計画を策定するために必要と発注者が考える業務を示したものであり、業務を拘束するものではない。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定するものとする。

ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

### (1) 計画書作成支援

- ア 計画書作成の各段階において、適宜助言、提言等を行うこと。
- イ 数値目標の設定及び目標達成のための取組について助言、提言を行うこと。
- ウ 事務局と調整の上、計画書原案を作成すること。
- エ 計画書の基本デザインの提案及びレイアウト調整を行うこと。

### (2) 市民会議開催支援

市民会議参加者の「環境」に関する理解を深めるための基本的な説明や国内外の最新情報を紹介するとともに、脱炭素型ライフスタイルへの変革につながる議論を促すこと。

例：ワークショップ開催支援

ワークショップの題目設定や実施方法等に関する助言、提言  
勉強会形式のワークショップへ講師として出席（2回）

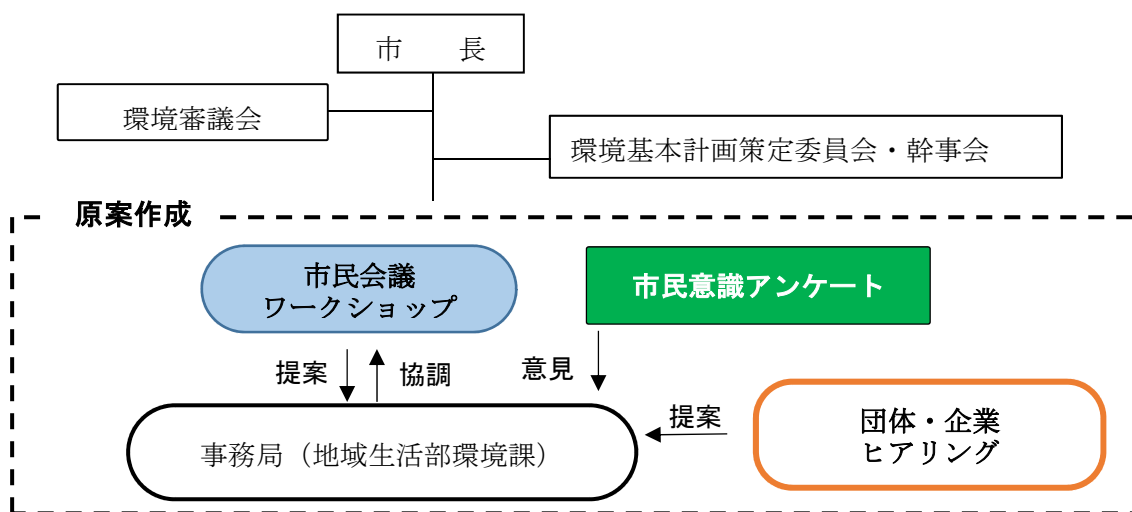
### (3) キービジュアル等、イメージ図の作成

- ア 望ましい環境像のイメージ図の作成  
本市がこれからどのような環境を目指して取組を進めていくのかを示す長期目標として、20～30年後の望ましい環境像を市民の意見を基に新たに設定するため、イメージ図を作成すること。
- イ その他、計画記載内容を表すイメージ図  
計画内容が市民にわかりやすく、自分事として捉えやすくなるようなものとなるイメージ図を作成すること。

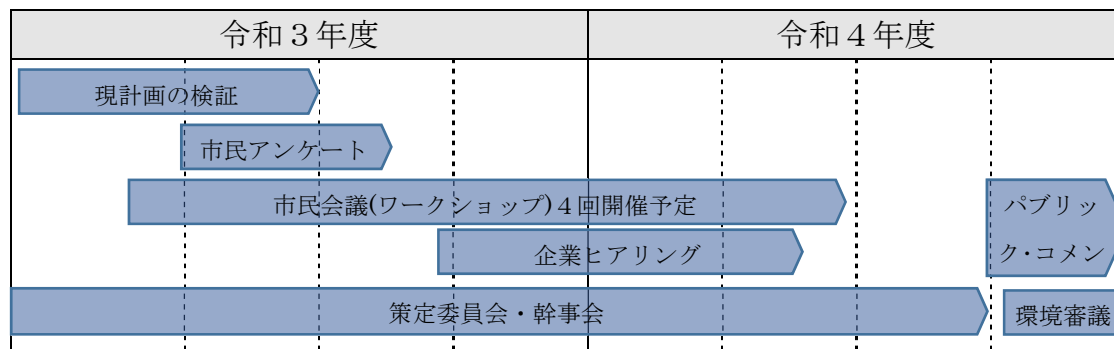
### (4) 島田市版脱炭素ロードマップの作成支援

2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減し、2050年度までにゼロカーボンシティを実現していくための政策提言、情報提供等を行うこと。

## 8 策定体制



## 9 策定スケジュール



## 10 成果品

- (1) 計画書 (電子データ)
- (2) 本業務で作成した図・資料等 (電子データ)

## 11 委託金の支払いについて

支払いは業務完了時に1回とする。

## 12 留意事項

- (1) 受注者は、島田市の条例、規則等を遵守し、島田市の立場に立って、業務遂行にあたること。
- (2) この業務における成果物の所有権、著作権、利用権は、すべて島田市に帰属するものとする。

- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、島田市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。  
また、受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ島田市に書面により報告し、島田市の承認を得なければならない。
- (6) 島田市との打合せは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。
- (8) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、島田市と受注者において別途協議の上、対応するものとする。